東京歯科保険医協会 会長 松島 良次

医療機関への「ゼロ税率」適用を求める会員署名のお願い

拝啓 梅香匂う頃 先生におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 日頃は当会の諸活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

安倍内閣は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を促す成長戦略を「3本の矢」に掲げ、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」とその補正予算を閣議決定しました。これは、夏までにGDP(国内総生産)を押し上げ、来年4月からの消費税増税実施の条件をクリアするための布石であることはあきらかです。

医療機関は今、保険診療は非課税とされているため、保険診療の仕入に係る消費税は医療機関が負担しています。その額は税率5%の今でさえ、平均的な歯科医療機関 (年間収入3,800万円)において年間約51万円に上ります(当協会の試算)。「増税されたら、一体どうなるのか」と不安の声が大きくなっており、それは診療報酬で手当てするだけで解消できるものでないことは現に明らかです。

医療機関の損税を解消するためには、「ゼロ税率」(免税)を適用することが一番の近道です。この「ゼロ税率」の適用とは、支払った消費税を還付してもらうことです。現在非課税なのは、医療が高い公共性を有しているからであり、患者も医療機関も消費税を負担しない、真の「消費税非課税」を実現するためには、「ゼロ税率」が必要です。

ぜひ、署名にご協力下さい。

敬具

【記】

◎署名用紙 …… 先生ご自身の歯科医師署名です(ゴム印でも可)。

※同じ医療機関に複数の医師・歯科医師が所属している場合、1枚の用紙に複数のお名前をご記入いただいても結構です。

◎返送方法 …… FAXでご返信をお願いします。

(東京歯科保険医協会行き/返信用FAX03-3205-3408)

◎締め切り …… 4月30日(できるだけ多くのご参加をお願いいたします)

◎提出方法 …… いただいた要請署名は、ただちに首相、厚労大臣、財務大臣および国会議員などに提出します。

<連絡先>

この歯科医師署名に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。 東京歯科保険医協会 TEL03-3205-2999 FAX03-3209-9918 担当:斎藤・小杉

消費税のしくみ

消費税は、収入に係った消費税から支入に係った消費税を差し引いて納付します。差し引きマイナスなら還付請求する、これが消費税の基本的な仕組みです。従って、保険診療は非課税なので、本来なら仕入に係った消費税は還付されるべきですが、現行制度のもとでは還付されません。